

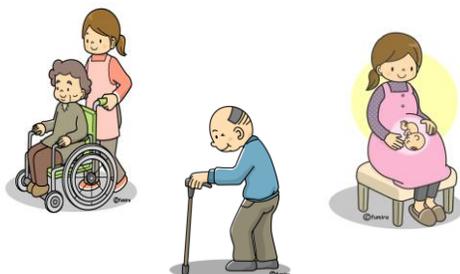


9 愛媛県パーキングパーミット制度 (身体障がい者等用駐車場利用証制度)



パーキングパーミット制度とは、県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場（車椅子マークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難な方に、県がパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、その駐車場を本当に必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。

★利用証



★駐車場案内表示



このような
ポスター・
ステッカー・
コーン等
が目印です。

車外から確認
できるよう、
ルームミラー
等に吊り下げ
てご利用くだ
さい。



令和元年10月1日よりスタート



プラスワン
スペース

目印には
オレンジ色の
ステッカー
カラーコーンが
置いてあるけん

施設の入り口付近にあり、
一般の駐車スペースと同じ幅
(3.5m未満)の駐車区画。
車の乗降には支障がない方
向けです。
車いす等を使用していない方は
なるべくこちらをご使用ください。



■プラスワン制度とは

パーキングパーミット制度の利用者が全体的に増え、車いす利用者の方から「身体障がい者等用駐車場に駐車できないことが多くなった」との声が寄せられるようになりました。そこで、施設入口付近の一般の駐車幅のスペースを新たに「プラスワンスペース」と位置づけ、制度の対象とすることにしました。

■プラスワンスペースご利用のお願い

歩行が困難でも、車いす等を使用されない方などは、乗り降りに広さを必要とせず、一般の駐車区画で十分な場合があります。

そのような場合は、車いす等を使用されている方が幅が広い駐車場を利用できるよう、プラスワンスペースをご利用いただくようお願いいたします。

■交付対象者と有効期間

次の表に該当する方が対象です。

交付対象者 (※歩行が困難な方)			有効期間
身体障がい者	視覚障害		4級以上
	聴覚障害	聴覚障害	3級以上
		平衡機能障害	5級以上
	音声言語機能障害		該当なし
	肢体不自由	上肢	4級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓機能障害		4級以上
	じん臓機能障害		4級以上
	呼吸器機能障害		4級以上
	ぼうこう又は直腸機能障害		4級以上
小腸機能障害		4級以上	
肝臓機能障害		4級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上	
知的障がい者		重度A	
精神障がい者		1級	
高齢者		要介護度1以上	
その他(上記の基準に該当しないもので、障がいの特性により配慮が必要と認められる者)			
難病患者(特定医療費(指定難病)受給者及び特定疾患医療受給者)			
一時的に歩行が困難	妊産婦の方		産前7カ月～産後1年間 ※出産(予定)月の7カ月前から申請可。
	けがをされている方		車椅子・杖などの使用期間

■利用できる場所

公共施設、ショッピングセンターや病院など、パーキングパーミット制度にご協力をいただける施設(駐車場にステッカーや看板などの案内表示があります)で利用できます。

また、令和5年12月現在、この制度を導入している42府県において相互利用が出来ます。

※愛媛県交付のパーキングパーミットを他41府県の協力施設で使うことができます。

【相互利用府県市】

岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	埼玉県			

■申請先

県障がい福祉課、県地方局・支局、各市町等の窓口で申請できます。

申請・交付窓口にお越しいただければ、基本的にはその場で利用証をお渡しします。また、県障がい福祉課では、郵送、FAX又はEメールでも申請を受け付けます。交付手数料は、無料です。

【申請・交付窓口(県)】 <<受付時間 平日8:30~17:00>> ※原則として即日交付します。

事務所名	所在地	TEL
愛媛県 障がい福祉課	松山市一番町	089-912-2423
県中予地方局 地域福祉課	松山市北持田町	089-909-8756
福祉総合支援センター	松山市本町	089-922-5040
県立子ども療育センター	東温市田窪	089-955-5533

事務所名	所在地	TEL
東予 県東予地方局 地域福祉課	西条市喜多川	0897-56-1300
東予 県四国中央保健所	四国中央市三島	0896-23-3360
東予 県今治保健所	今治市旭町	0898-23-2500
南予 県南予地方局 地域福祉課	宇和島市天神町	0895-22-5211
南予 県八幡浜支局 福祉室	八幡浜市北浜	0894-23-2250

【申請・交付窓口〔市町〕】 <<受付時間 平日8:30~17:00>> ※原則として即日交付します。

東予	今治市	障がい福祉課	介護保険課	健康推進課	各支所住民サービス課
	新居浜市	地域福祉課			
	西条市	地域福祉課	健康医療推進課	各支所市民福祉課	※R4.8~各サービスセンター
	四国中央市	生活福祉課	各庁舎窓口センター福祉窓口		
	上島町	住民課	各支所町民生活課		
中予	松山市	障がい福祉課	保健予防課	すくすく支援課	
	伊予市	福祉課	各地域事務所		
	東温市	社会福祉課	川内支所		
	久万高原町	保健福祉課			
	松前町	福祉課	子育て支援課		
	砥部町	介護福祉課	広田支所		
南予	宇和島市	福祉課	保険健康課	高齢者福祉課	各支所市民サービス係
	八幡浜市	社会福祉課	保内・庁舎管理課	保健センター	
	大洲市	社会福祉課	こども家庭センター	各支所	
	西予市	福祉課	各支所地域生活課		
	内子町	保健福祉課	各支所福祉窓口		
	伊方町	保健福祉課	各支所	町見出張所	
	松野町	保健福祉課			
	鬼北町	町民生活課	日吉支所総務係		
	愛南町	保健福祉課	各支所		



■申請方法

① 申請窓口での申請

交付申請書に証明書類を添えて、窓口にご提出ください。

※確認書類は、窓口での確認後、お返しします。

※代理申請の場合は、代理の方の身分証明書（運転免許証等）が追加が必要です。

交付申請書に証明書類の写しを添えて、県障がい福祉課までお送りください。

※有効期間満了後、引き続き利用証の交付を受けたい方は、申請書を有効期間満了日までに提出してください。

② Eメールでの申請

syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

③ FAXでの申請

089-931-8187

④ 手のひら県庁での申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3734



■申請に必要なもの

① 交付申請書

※各窓口にあります。県HPからもダウンロードできます。

② 証明書類

※申請窓口では提示、郵送等の場合は写しを添付してください。

○ 身体障がいのある方

身体障害者手帳

○ 知的障がいのある方

療育手帳

○ 精神障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳

○ 高齢の方

介護保険被保険者証

○ その他（交付対象者の基準に該当しない方で障がいの特性により特に配慮が必要と認められる方）

障がいを証明するもの（障害者手帳等）

※併せて配慮が必要かどうか確認をさせていただきます。

○ 難病の方

特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証

○ 妊産婦の方

母子健康手帳

○ けがで歩行困難な方

身分証明書（運転免許証、健康保険証 等）

■お問い合わせ先 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 在宅福祉係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2423 FAX 089-931-8187

E-mail syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

